

# 八雲中学校区義務教育学校建設用地測量等業務委託仕様書

## 第1章 業務の概要等

### 1. 1 概要

本業務は、守口市立八雲中学校区義務教育学校建設に向けた基本設計業務等を行う上で必要となる別紙測量対象範囲の用地測量等（公共用地境界確定を含む）業務を行う。

### 1. 2 履行期間

始 契約締結日 から 至 令和6年3月31日 まで

## 第2章 用地測量業務

### 2. 1 特記仕様

#### 1. 履行場所

守口市八雲北町1丁目1番1 他72筆

#### 2. 目的

本委託業務の目的は別紙測量対象範囲の境界確定業務及び分合筆測量並びに地積測量図の作成、それに伴う嘱託登記申請手続業務とする。

#### 3. 測量範囲

測量対象範囲は概ね別紙に示す範囲とする。ただし範囲の拡大等が生じた場合は別途協議を行うものとする。

#### 4. 成果品

測量に関わる資料作成は、世界地系座標を用いるものとする。ただし近隣に基準点が無い場合は別途協議を行うものとする。

#### 5. 協議打合せ

協議打合せは、着手時は契約後速やかに、中間は作業進捗にあわせて、成果品納入時期は業務完了時とする。

#### 6. 成果品の提出

- (1) 成果品は、以下の項目について、原稿（原図）及び電子データを1部納めること。なお、測量成果図面にあつてはPDF及びDXFファイルを作成するものとし、その作成及び編集の方法等について、あらかじめ守口市教育部教育総務課（以下、「発注者」という。）と協議を行うこと。

##### ①位置図

## ②平面図

- ・現況平面図、境界画定図

## ③基準点に関する図書

- ・基準点網図、観測手簿、基準点成果表、写真 等

## ④求積図

- ・地積測量図、面積計算書 等

## ⑤嘱託登記に関する図書

- ・嘱託登記書、調査報告書、写真、登記完了証 等

## ⑥土地境界確認書

- ・公共用地境界明示書、土地境界確認書、立会者名簿 等

## 7. 疑義

本委託業務履行に際し、疑義が生じた場合は発注者と協議しなければならない。

## 2. 2 標準仕様

### 1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、発注者が委託する測量業務に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- (3) 測量作業は、守口市公共測量作業規定に準拠して実施するものとする。

### 2. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たり、発注者の指定する書類を提出しなければならない。

### 3. 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に負う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

### 4. 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

### 5. 疑義の解釈

本仕様書の定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない場合は、受注者、発注者協議のうえ、これを定めるものとする。

## 6. 一般事項

- (1) 業務は、発注者と十分協議打合せ後、実施しなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (3) 測量現場が隣接し、又は同一現場において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- (4) 受注者は、業務実施に当たり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務実施中、安全に留意しなければならない。
- (6) 受注者は、測量対象範囲内において発注者から指示があった場所等の面積や区画等を算出することに協力するものとする。

## 7. 土地の立入り等

- (1) 受注者は、測量を実施するため、国、公有又は私有の土地に立入る場合は、あらかじめ係員に報告するとともに、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち、円滑な測量の進捗を期さなければならない。又、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 受注者は、測量実施に当たり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、測量実施のため植物、かき、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は、特記仕様に示すほかは受注者が負担するものとする。

## 8. 関係官庁その他への手続き等

- (1) 受注者は、測量実施のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きを発注者と打合せのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 受注者は、関係官庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

## 9. 成果品

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、又は使用してはならない。

## 10. その他

地図訂正及び現状の境界標設置箇所数に増減が生じても、委託料の精算変更の対象としない。